

令和5年4月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月11日（火） 午後4時00分から午後4時43分
- 2 開催場所 菊水ロマン館 1階広間
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（10名）。
会 長 1番 有働憲一
会長代理者 2番 金栗孝義
委 員 3番 猪口琢真 4番 菊川俊二 5番 吉田広志 7番 高木修治
8番 池田弘昭 9番 山崎照代 10番 中畑昇 11番 池田勝美
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（1名）。
6番 本山圭司
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（16名）。
江上幸一 樋口哲男 上田憲一 前淵慎一郎 福山修 深草哲夫 中嶋孝
山下栄次 浦部俊一 井島武士 牛島宣雄 竹下孝昭 有富博明 落合修
石原寛之 吉永剛
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（1名）。
大城戸一義
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
報告第1号 和水町農業委員会事務局職員の異動について
報告第2号 中途解約通知書について
6 そ の 他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 池上 圭造（兼庶務係長）
参事 井村 佳織里
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局 池上	1 開 会 定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。 まず、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和5年4月和水町農業委員会総会を開会します。
会長 有働	2 会議成立宣言 本日は、農業委員11名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。 3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。 みなさん、改めまして「こんにちは。」 4月になり、コロナも落ち着いてきたようですが「〇」ではありません。小学校の入学式もありましたが、まだまだ、いろんな影響がでています。 さて、農地関係につきましても、皆さんからご協力をいただき運営していきたいと思っています。 本日の総会、お疲れさまです。活発な意見をお願いします。
事務局 池上	有働会長、どうもありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。
議長 有働	4 議事録署名人の指名 議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、9番山崎委員と10番中畑委員にお願いします。 今回は4月1日付で人事異動がっておりますので、先に報告第1号から報告していただいて、その後に議事に入りたいと思います。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局 池上	報告第1号「和水町農業委員会事務局職員の異動について」 それでは、4月1日付けで人事異動がありましたので、議事の前に職員の紹介と合わせて報告させていただきます。 総会資料の15ページを御覧ください。 ―― 事務局職員の異動について報告 ――― 異動された事務局員からの挨拶をお願いします。
前局長 上原	1年間ではありましたが、事務局との兼務がはずれました。 ―― 上原元局長の退任挨拶 ―――
前事務局員 西川	農業委員会事務局に4年間在籍し、大変お世話になりました。 ―― 西川参事の挨拶 ―――
事務局 井村	4月1日付けで、農業委員会事務局に配属されました井村です。 ―― 井村参事の挨拶 ―――
事務局 池上	次は私から挨拶させていただきます。 4月1日付けで、農業委員会事務局長を拝命しました池上です。 ―― 池上局長の挨拶 ―――

議長	有働	ありがとうございました。異動された元事務局員の皆様、大変お疲れ様でした。 また、今回の異動で農業委員会事務局へと配属になられた事務局員の皆様におかれましては、これから一緒に頑張ってまいりましょう。 それでは、議事に入ります。 速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。 5 議事 それでは、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。
事務局	井村	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が1件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページ及び2ページをご覧ください。 所有権移転の整理番号1 野田の譲渡人から福岡県八女市の譲受人へ（贈与） この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」の全ての審査基準に適合しています。 議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 議案第1号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	井村	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が2件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。 申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。 整理番号1 貸駐車場（所有権移転） 申請地は、江田の農地です。 譲受人は法人の役員であり、売買により取得した農地を、従業員と法人施設利用者家族の駐車場として転用し、法人に賃貸されるものです。 砕石を敷き転圧をかけられる予定です。 雨水については、自然浸透させ、給水施設については、駐車場のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。 この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「おおむね300m以内に駅、インターチェンジ、役所等が存在する区域内にある農地」ということで「第3種農地」に該当するため、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和5年5月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、申請地北側に農地はありますが、駐車場であるため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

整理番号2 一般住宅（所有権移転）

続いて整理番号2について説明します。

申請地は、板楠の農地です。

譲受人は町内の団地で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたために、譲受人の兄の所有する申請地を贈与により取得し、住宅を建設するための用地として転用されるものです。

給水は、井戸水により給水します。

雨水は、自然浸透を基本とし、オーバーフロー分は雨水浸透升を設置し西側道路側溝へ排水します。

生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経由のうえ西側道路側溝へ排水します。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、許可後着手し、令和5年12月31日までに完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に譲渡人の農地はありますが、平屋建ての住宅であるため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第2号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

初めに整理番号1について、3番猪口委員の報告をお願いします。

3番 猪口委員

整理番号1について、3番猪口が報告します。

3月24日に、私と事務局員で現地確認を行いました。

申請地は江田にある農地で、現地は保安全管理してありました。

給水施設については、駐車場のため計画されておりません。雨水は自然浸透させ、生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。また、申請地北側に農地はありますが、駐車場のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支

		障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	続いて整理番号2について、8番池田弘昭委員の報告をお願いします。
8番 池田弘昭委員		整理番号2について、8番池田が報告します。 3月27日に、私と浦部推進委員、事務局員で現地確認を行いました。 申請地は板楠にある農地で、現地は保安全管理してありました。 井戸水により給水し、生活雑排水・汚水は合併浄化槽を経由のうえ、西側町道側溝へ排水されます。雨水は自然浸透を基本とし、オーバーフロー分は雨水浸透升に接続し同じく西側町道側溝へ排水されます。 申請地の周囲に譲渡人の農地はありますが、平屋建ての住宅であり、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については問題ないと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第2号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。 今回、賃貸借権設定の整理番号16、整理番号20及び整理番号25、29は農業委員会の委員が関与する案件です。会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	井村	議案第3号「農用地利用集積計画について」 農用地利用集積計画の賃貸借権設定の申出書が43件提出されています。 申出人及び土地の所在地等については、議案の4ページから10ページをご覧ください。 農用地利用集積計画書によりますと、新規設定が21件、再設定が22件です。 農業委員会の委員が関与する賃貸借権設定の整理番号16、20及び整理番号25、29を除いて説明しますと件数は39件となります。 議案の11ページは、農用地利用集積計画の売買による所有権移転の案件になります。件数は1件です。 以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」といいます。)」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

		賃貸借権設定の整理番号１６、２０、２５、２９を除く議案第３号の、事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局から、賃貸借権設定の整理番号１６、２０、２５、２９を除く議案第３号について説明がありました。 賃貸借権設定の整理番号１６、２０、２５、２９を除く議案第３号について、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 賃貸借権設定の整理番号１６、２０、２５、２９を除く議案第３号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、賃貸借権設定の整理番号１６、２０、２５、２９を除く議案第３号については、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、賃貸借権設定の整理番号１６、２０、２５、２９について、審議します。 これらの案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。 まず、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１６について審議します。 会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本案に関与される関係委員の退室を求めます。 ——— 関係委員 退室 ———
議長	有働	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	井村	— 事務局が、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１６について説明 — 議案の６ページをご覧ください。 この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１６の説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局から説明がありました。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１６について、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決します。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１６について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号１６については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。

		—— 関係委員 入室 ——
議長	有働	次に、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２０について審議します。 会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本案に関与される関係委員の退室を求めます。
		—— 関係委員 退室 ——
議長	有働	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	井村	— 事務局が、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２０について説明 — 議案の７ページをご覧ください。 この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２０の説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局から説明がありました。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２０について、何か質問等がありましたらお願いします。
		—— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決します。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２０について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
		—— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２０については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。
		—— 関係委員 入室 ——
議長	有働	次に、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２５、２９について審議します。会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、議長を金栗会長代理に交代いたします。 金栗会長代理よろしくお願いします。
議長 金栗会長代理		議長より代理に指名されました金栗です。スムーズに議事が進行しますようよろしくお願いします。 それでは、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２５、２９について審議します。 会議規則第１０条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本案に関与される関係委員の退室を求めます。
		—— 関係委員 退室 ——
		それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	井村	— 事務局が、議案第３号の賃貸借権設定の整理番号２５、２９について説明 — 議案の８ページをご覧ください。 この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第５条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

議長
金栗会長代理

議案第3号の賃貸借権設定の整理番号25、29の説明は以上となります。

ただ今、事務局から説明がありました。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号25、29について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長
金栗会長代理

無いようですので、採決します。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号25、29について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長
金栗会長代理

全員賛成です。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号25、29については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

金栗会長代理については、議長を務めていただきありがとうございました。
これで議案第3号の賃貸借権設定については、全て原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号「令和5年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 井村

議案第4号「令和5年度最適化活動の目標設定等について」
農業委員会が作成する最適化活動の目標については、国からの通知で、県の農業会議の確認を受けたうえで、総会の決定を経て、公表するとともに知事へ報告することとされたところです。こちらの議案第4号につきましても、3月14日に熊本県農業会議の確認を受けてきております。

まず議案の12ページのⅠ番、農業委員会の状況でございます。令和5年4月1日現在で、和水町の農業の概要及び農業委員会体制を記載しております。表の下に※印にありますように、この数字につきましては各面積統計や農林業センサスなどの数値を基に記載をしております。

続いて、13ページのⅡ番、最適化活動の目標についてです。

（１）の農地の集積ですが、※印に注釈が書いてありますが、簡単に説明しますと「農地の集積」とは認定農家や認定農家に準ずる農家、認定新規就農者など、中核となる担い手の農家の方に農地を集めることを言います。

①の現状及び課題を見ていただきますと、現状においては、担い手の農家の方々が、和水町全体の農地の30.8%を耕作されているということです。

②の目標ですが、熊本県の目標が令和11年度までに集積率を80%とすることを目標に掲げております。あと約7年間で、担い手農家の方々に、和水町の農地の8割を耕作してもらうということでありますので、かなり厳しい数字ではあるかと思いますが、県の掲げる目標と合わせて資料のとおり設定させていただきました。

（２）の遊休農地の解消、（３）新規参入の促進につきましては、過去の実績を基に設定されています。目標は資料のとおりですが、遊休農地の解消と、新規参入に取組んでまいりましょう。

続いて、2 最適化活動の活動目標についてです。

昨年度から取り組んでいただいております、活動記録簿に書いていただいている活動のことです。

(1)の目標日数については、国が示している最小の設定日数が6日になっていますので6日で設定させていただきました。委員の皆様方に置かれましては、これまでどおり、最低でも月に1日の活動記録簿への記入をお願いします。

(2)の活動強化月間の設定目標につきましては、利用状況調査、口頭契約の解消、利用権設定の意向確認を強化月間の取組として設定させていただきました。

(3)の新規参入相談会への参加目標については、特別に相談会の開催は予定しておりませんが、新規就農予定者等から相談があった際に、地元の委員さんに連絡させていただきますので、同席していただいて、相談などに乗っていただければと思います。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第4号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって議案第4号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
続いて、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 井村

報告第2号「中途解約通知書について」
農地の貸借権の中途解約が12件ありました。全て貸し手・借り手双方合意による解約です。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の16ページから18ページをご覧ください。
以上で、報告を終わります。

議長 有働

以上で本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 意見・質問等なし ——

議長 有働

無いようですので進行を事務局へお返しします。

事務局 池上

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の19ページをご覧ください。
事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これをもって、令和5年4月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 9 番 _____

署 名 委 員 10 番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 10 頁